

文化庁は、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を「100年フード」と名付け、文化庁とともに継承していく団体等を募集します。 これまでに認定された団体の取組は各種メディアで数多く取り上げられ、100年フードの取組は全国に広がりを見せています。 地域の食を100年続く食文化に。あなたの地域の「100年フード」を募集します!

### 応募期間

令和5年10月6日(金)≫ 令和5年11月17日(金)

### 応募団体

全国の地方自治体、協議会、食関連団体、観光協会・DMO、 民間団体等から広く募集します。

## 「100年フード」とは? ※下記1~3をすべて満たすもの

- 地域の風土や歴史・風習の中で個性を活かしながら創意工夫さ れ、育まれてきた地域特有の食文化
- 地域において、世代を超えて受け継がれ、食されてきた食文化
- 3 その食文化を、地域の誇りとして、100年を超えて継承すること を宣言する団体が存在する食文化

現在201件の食文化を認定

### 応墓方法

下記ウェブサイトの応募案内を確認の上、応募フォームから応募してください。

https://foodculture2021.go.jp/hyakunenfood/

「100年フード | で検索



※以下の情報もご覧いただけます。

これまでに認定された「100年フード」の紹介

よくある御質問とその回答

100年フードロゴマークの活用事例等

部門

応募の際は、下記より該当する部門を選択してください。※1は江戸時代以前から続く食文化も対象となります。

1 // 伝統の100年フード部門 ~江戸時代から続く郷土の料理~ 2 近代の100年フード部門 ~明治・大正に生み出された食文化~

現代・未来の100年フード部門 ~目指せ、100年!~

事業の大まかな流れは下記となります

### 応募書類の提出

公式ウェブサイトの 応募フォームから 申請してください。

文化庁が設置する有識者 委員会において審査・ 認定します。

### ロゴ・各種書類送付

「100年フード」の ロゴ、認定書等を お送りします。



### 100年フードロゴの活用

100年フードロゴを、イベント やSNS、商品パッケージなど で活用してください。

### 文化庁の取組・情報発信

文化庁はイベント出展やスタンプ ラリーなどの取組を実施しています。 積極的にご参加ください。

<問い合わせ先> 100年フード 事務局(ロケーションリサーチ株式会社内) メール: 100nenfood@foodculture.jp ※問合せや相談につきましては、原則、電子メールでお寄せください。ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。

# 「食文化あふれる国・日本」プロジェクト

# 100 年フード 募集案内



○応募期限: <u>令和5年11月17日(金)</u>

○問合せ先 100年フード 事務局

 $\forall -/\nu : 100 nenfood@foodculture.jp$ 

※応募は後述の応募フォームより申込みください。

# <目次>

Τ	- <del>東</del> 未ベ安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	1. 趣旨 ~100年フードとは?~
	2. 100 年フードの募集
	3.「100年フード宣言」とロゴマークの活用、情報発信
	4. 募集期間
2	応募条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	1. 100 年フードの認定基準
	2. 100 年フードの応募部門
	3. 応募団体
	4. 応募要件
3	応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	1. 応募フォーム
	2. 応募にあたっての留意事項
	3. 募集期間
	4. 応募の流れ
	5. よくある御質問とその回答
4	その他留意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	1. 審査及び審査結果
	2. 認定結果の通知・認定後の手続きについて
	3. 応募フォーム(入力例)

### 1 事業概要

### 1. 趣旨 ~100年フードとは?~

我が国には、豊かな自然風土や歴史に根差した多様な食文化が存在しており、文化庁では、その中でも特に歴史性のあるものを文化財として登録する取組を進めています。

一方で、全国各地には、比較的新しいものであることなどを理由に文化財として登録されていない食文化であっても、地域の風土や歴史の中で育まれ、世代を超えて受け継がれてきたものが多く存在しています。

本事業では、世代を超えて地域で受け継がれ愛されてきた食文化を、100 年続く食文化 「100 年フード」と名付け、文化庁とともに継承していくことを宣言する地方自治体、団体等を募集します。

### 2. 100 年フードの募集

全国の地方自治体、協議会、観光協会・DMO、民間団体等から 100 年フードを広く募集します。

応募いただいた案件については、文化庁が設置する有識者委員会において審査を行い、 認定します。

### 3.「100年フード宣言」とロゴマークの活用、情報発信

100年フードに認定された団体には、100年フードロゴマークを配布しますので、各団体のウェブサイトやSNSにおいて、「100年フード宣言」の発出、ロゴマークを活用した情報発信等の取組をお願いします。

文化庁では、公式ウェブサイトにおいて認定された 100 年フード及び認定団体を紹介す

るとともに、100年フードの認知度向上、100年フードを利用した地域活性化に向けた取組 を実施します。

### 「100年フード」ロゴマーク

100年を、繋がりのある円環と箸で表現しました。

伝統を強調するため金と赤のカラーリングを基調に、

水引での表現をベースにマーク化しています。



### 4. 募集期間

令和5年10月6日(金)から令和5年11月17日(金)まで

### (参考) 令和3年度、4年度の認定件数(計201件)

有識者委員会による審査を行った結果、令和3年度は131件を、令和4年度は70件を認定しました。また、有識者からの評価が特に高かった100年フードを有識者特別賞として、令和3年度は15件、令和4年度は4件認定しました。

詳しくは公式ウェブサイトを参照ください。

https://foodculture2021.go.jp/jirei/



### 2 応募条件

### 1. 100 年フードの認定基準

下記の①~③を全て満たす食文化を「100年フード」として認定します。

① 地域の風土や歴史・風習の中で個性を活かしながら創意工夫され、育まれてきた地域特有の食文化

(全国一律の食材や加工食品ではなく、地域に根差したストーリーを持つ食文化)

② 地域において、世代を超えて受け継がれ、食されてきた食文化

(単に一人、一店による料理ではなく、地域の広がりの中で、二世代以上に渡って継承され 現存する食文化)

③ その食文化を、地域の誇りとして、100年を超えて継承することを宣言する 団体が存在する食文化

※応募に当たっては、P11「5. よくある御質問とその回答」の内容も参考にしてください。

### 2. 100 フードの応募部門

応募の際は、下記の①~③から該当する部門を選択してください。

- ① 伝統の 100 年フード部門 ~江戸時代から続く郷土の料理~
- ② 近代の 100 年フード部門 ~明治・大正に生み出された食文化~
- ③ 未来の 100 年フード部門 ~目指せ、100 年!~
  - ※①は江戸時代以前から続く食文化も対象となります。

### 3. 応募団体

地方自治体、協議会、食関連団体、観光協会・DMO、民間団体等 ※個人からの応募は受け付けない。

※後述の法令違反等に関する要件(※1 P17 参照)を満たす団体。

### 4. 応募要件

- ・1団体1件の応募であること。
- ・100 年フードの認定基準を満たす食文化の継承・振興に寄与する取組を主体的に 実施できる団体であること。
- ・なお、既に 100 年フードに認定済みの食文化での応募を希望する場合は、応募フォームにその旨を記載してください。
- <応募団体が地方自治体等の公的機関以外である場合は、以下の要件をクリアしていること>
- ・地方自治体等の公的機関からの推薦/応援メッセージを得ること。
- ・応募団体の概要、活動実績、地方自治体と連携した取組等に関する資料または URL を提出すること。
  - ※新聞社、地方自治体等が発刊元となる紙面、冊子等のスキャンデータ、URL等。

### 3 応募方法

### 1. 応募フォーム

公式ウェブサイトの応募フォームから、応募してください。

100年フード 応募フォーム

https://www.foodculture.jp/form/hyakunenfood/



(問い合わせ先)

100年フード 事務局

 $\nearrow - \nearrow > 100$ nenfood@foodculture.jp

※問合せや相談につきましては、原則、メールでお寄せください。 ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。 メールの問合せは3営業日以内に返信いたします。

応募フォームへ入力が必要な情報は下記となります。

### ● 部門 【択一選択】

- ▶ ① 伝統の100年フード部門 ~江戸時代から続く郷土の料理~
- ▶ ② 近代の100年フード部門 ~明治・大正に生み出された食文化~
- ▶ ③ 未来の100年フード部門 ~目指せ、100年!~ ※①は江戸時代以前から続く食文化も対象となります。

### <応募の例> 応募の際に参考としてください。

① 伝統の 100 年フード 部門	・地域で受け継がれ根付いている伝統的な食文化 (例:郷土食、年中行事にまつわる行事食、伝統的な発酵食等)
② 近代の 100 年フード 部門	・和洋折衷の食文化(例:洋食、ラーメン、菓子パン等) ・産業の近代化等を受けて各地で発生し、世代を超えて継承されている地域の食文化(例:海軍食に由来するご当地カレー、たこ焼き、お好み焼き等のいわゆる粉もの文化等)
③ 未来の 100 年フード 部門	・昭和に生み出された食文化 ・地域の特産食材を利用したソウルフード等 ※地域において、二世代以上に渡って継承されてきた食文化が対象

### ● 応募団体・組織名 【略称不可】

- ▶ 組織種別(地方自治体、協議会、観光協会/DMO、食関連団体、民間団体等)
- ▶ 団体・組織名(フリガナ)
- ▶ 担当部署名
- ▶ 郵便番号
- ▶ 都道府県

- ▶ 住所(市区町村以下)
- ▶ ウェブサイト URL
- 団体の設立年月
- ▶ 団体の紹介(概要、地方自治体との連携実績等、400字以内) ※関連団体や連名の団体がある場合はこちらに記載してください。
- 応募担当者情報
  - ▶ 氏名 (フリガナ)
  - ▶ 所属部署・役職
  - ▶ 電話番号
  - ▶ PC メールアドレス
- 応募のきっかけ 【複数選択可】
  - ♦ 公式ウェブサイトを見て
  - ◆ プレスリリースを見て
  - ◆ 文化庁・関係省庁からの情報提供
  - ◆ 地方自治体や業界団体からの情報提供
  - ♦ 100年フード事務局からの案内
  - ◆ 既存の100年フード認定団体からの紹介
  - ◆ 知人等の紹介
  - ◆ インターネット・SNS からの情報
- ▶ 応募に関する同意事項(実施に関する諸注意点等)【択一選択】
  - ▶ 同意する、同意しない
- 100年フード(食文化)の情報
  - ▶ 100年フードの名称
  - ▶ 100年フードが継承されている地域(都道府県・市区町村名)
  - ▶ 100年フードが生まれた時期(西暦○○年)※明確な年が分からない場合は、○○時代等
  - > 100 年フードの概要(歴史、分布、風俗慣習、特徴的な技術、継承活動等) ※他者の研究結果を引用している場合は、引用文献等を記載してください。※800 文字以内
  - ▶ 100年フードの紹介文(公式ウェブサイト掲載用、400字以内)
    - ※本項目は公式ウェブサイト掲載時に使用するものとなります。

入力内容を100年フード事務局で編集することもございます。ご了承ください。

▶ イメージ写真(最大3枚)

※公式ウェブサイト掲載時に使用するものとなりますので、鮮明な写真を提出してください。

※参考として現在のページをご覧ください。https://foodculture2021.go.jp/jirei/

※送信フォーム(後述)

● 地方自治体等からの推薦/応援メッセージ

#### (応募主体が地方公共団体等の公的機関以外の場合は必須)

- ▶ 地方自治体等名 (フリガナ)
- ▶ 部署名(担当者名)
- メッセージ(200 文字以内)

### <イメージ写真送信時の留意事項>

- ·最大3枚
- ·W960×H720以上(4:3比率)、
- ·解像度 72dpi 以上
- ・データ形式 RGB カラー/JPG または PNG
- ※ファイルサイズは1ファイル当たり 20MB 以下としてください。

※公式ウェブサイト掲載時に使用するものとなりますので、鮮明な写真を提出してください。

※参考として、現在の 100 年フード掲載ページをご覧ください。https://foodculture2021.go.jp/jirei/

- ※サーバー容量の都合で、データサイズを小さくして公開する可能性がございます。
- ※ご提供いただいたイメージ写真は、条件に満たない等の理由で使用しない場合もございます。 予めご承知おきください。
- ※イメージ写真送信者が本件画像等の著作権を有するまたは使用を許諾するための正当な権利を 有していることをご確認ください。
- ※イメージ写真送信者は、人物が映っている場合、個人情報が使用されている場合、及び商標・商号等が使用されている場合には、権利者より使用することの許諾を受けていることをご確認ください。
- ※お送りいただいた写真は、本事業の広報活動を目的とした制作物、ウェブサイト、SNSでの利用、ならびにメディア各社への情報発信等のため、本事業において加工・利用することを同意したものといたします。

### 2. 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募フォームの入力にあたっては、入力例を参考にしてください。
- (2) 応募フォームへの入力漏れがないようにお願いします。申請内容のみで審査を行います。別添資料や CD・DVD の説明資料は受け付けません。
- (3) 応募確認のお知らせや応募書類の返却はできません。
- (4) 認定結果は、ホームページで公表いたします。審査内容についてのお問合せにはお 答えできません。
- (5) 入力内容について 100 年フード事務局より問い合わせを行うことがあります。入力 されたメールアドレスへ入力内容の控えを送りますので、保管しておいてください。
- (6) 入力内容・送信書類の不足や未記載があった場合は審査の対象とならないためご注意ください。

### 3. 募集期間

令和5年10月6日(金)から令和5年11月17日(金)まで

### 【問い合せ先】

100年フード 事務局

メール: 100nenfood@foodculture.jp

※ 問合せや相談につきましては、原則、メールでお寄せください。 ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。

### 4. 応募の流れ

事業の大まかな流れは、下図のとおりです。

### <本事業の流れ>

1. 公募の開始(令和5年10月6日(金))



2. 応募書類の提出(令和5年11月17日(金))※応募フォームにて申請



 文化庁・有識者委員会による審査 (令和5年12月~令和6年2月)



4. 採否通知(令和6年2月下旬を目途に通知)



5. 公式ウェブサイトでの公表、ロゴ使用規定等各種資料の送付



6. 応募団体による 100 年フード宣言(令和6年2月末)



7. アンケートの記入(令和6年3月上旬)



8. 継続的な情報発信(令和6年4月以降)

### 5. よくある御質問とその回答

1. 食材は認定対象となりますか。

食材そのものは対象外です。食材を加工・調理した食品・料理は対象となります。

2. 酒類は認定対象となりますか。

認定対象となります。

3. 既に 100 年フードに認定済みの食文化への申請は可能ですか。

可能です。「武蔵野地域のうどん文化」など、複数団体が連名で認定された事例もあります。「へぎそば」のように、次年度に認定団体が追加された事例もあります。

4. 広く全国に分布するが、地域的な特徴がある食文化はどのように申請すればよいですか。

地域名を添えて申請してください。 (例) 桐生うどん、湯浅の醤油

5. 飲食店や食品製造会社などは申請可能ですか。

応募条件を満たす団体であれば申請可能です。 ただし、一店舗で提供される料理、一企業の商品は対象外ですので、ご注意ください。

6. コンテスト等を目的として新たに考案された料理等は対象となりますか。

地域において、二世代以上に渡って継承されてきた食文化が対象となります。

7. 地方自治体が応募主体の場合、公的機関からの応援メッセージは必要ですか

必要ありません。

### 4 その他留意事項等

### 1. 審査及び審査結果

### (1) 審査について

提出された内容に基づき、文化庁が設置する有識者委員会において審査を行い、認定団体を決定します。審査は、応募内容を総合的に評価します。

### (2)審査の視点について

応募内容が、本事業の趣旨や認定基準に合致するかどうかを下記の視点から総合的に判断します。

### ○ 申請内容の的確性

応募のあった食文化が、地域性や歴史、独自性など、100年フードの認定基準を満たしているか。

### ○ 応募団体の主体性

応募団体において、100年フードの継承・振興のために必要な主体的かつ適切な取組が期待できるか。また、認定後も継続的な活動が期待できるか。

### (3) 有識者特別賞について

認定基準を満たした応募内容のうち、有識者からの評価が特に高かったものを「有識者特別賞」として発表いたします。

### 2. 認定結果の通知・認定後の手続きについて

### (1) 認定結果の通知

認定申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が要件に適合すると認められるときは、認定を行うものとします。

前項に規定する認定を決定した場合は、E-MAIL 等をもって当該申請者へ通知するも

のとします。また、認定を受けた申請者に対しては、E-MAIL 等によってロゴマーク、認定証のデータを送付いたします。

### (参考) ロゴマーク、認定証の使用について

令和3、4年度の認定団体における使用事例を公式ウェブサイトで公開しています。 ウェブサイトや SNS、名刺、イベント制作物(チラシ、のぼり、看板など)、100年フード関連の商品で使用できます。ぜひ活用ください。

### 3. 応募フォーム(入力例)

応募フォームの項目と入力例は下記となります。

100年フード応募フォーム https://www.foodculture.jp/form/hyakunenfood/

### 100年フード 応募フォーム

「100年フード」の申請は下記よりお願いします。 募集案内はこちらです。(PDFファイル: 1MB)

(https://www.foodculture.jp/form/hyakunenfood/pdf/guide\_100nenfood.pdf)

申請内容の控えを入力いただいたメールアドレスへお送りしますので、控えとして保存してください。入力内容の 送信後、入力いただいたメールアドレスへ控えが届かない等ございましたら、下記事務局までお問合せください。 ※お預かりした情報は本事業においてのみ使用させていただきます。

100年フード事務局(ロケーションリサーチ株式会社内)

メール: 100nenfood@foodculture.jp (mailto:100nenfood@foodculture.jp)

※問合せや相談につきましては、原則、メールでお寄せください。

ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。

メールの問合せは3営業日以内に返信いたします。

※=必須項目

### 部門

応募部門をご選択ください。【択一選択】※

- ①伝統の100年フード部門 ~江戸時代から続く郷土の料理~
- ○②近代の100年フード部門 〜明治・大正に生み出された食文化〜
- ③未来の100年フード部門 ~目指せ、100年!~
- ※①は江戸時代以前から続く食文化も対象となります。

<応募の例> 応募の際に参考としてください。

①伝統の100年フー ド部門	・地域で受け継がれ根付いている伝統的な食文化 (例:郷土食、年中行事にまつわる行事食、伝統的な発酵食等)
②近代の100年フー ド部門	・和洋折衷の食文化(例:洋食、ラーメン、菓子パン等) ・産業の近代化等を受けて各地で発生し、世代を超えて継承されている地域の食文化 (例:海軍食に由来するご当地カレー、たこ焼き、お好み焼き等のいわゆる粉もの文化 等)
③未来の100年フー ド部門	<ul><li>・昭和に生み出された食文化</li><li>・地域の名産食材を利用したソウルフード等</li><li>※地域において、二世代以上に渡って継承されてきた食文化が対象</li></ul>

#### 応募団体・組織名

### 応募団体・組織種別 ※

-- 選択してください --団体・組織名※ ※略称不可 団体・組織名を入力して下さい。 団体・組織名(フリガナ) ※ 団体・組織名(フリガナ)を入力して下さい。 担当部署名 ※ 担当部署名を入力して下さい。 郵便番号(ハイフン不要)※ 郵便番号を入力して下さい。 都道府県 ※ -- 選択してください --住所(市区町村以下) ※

住所(市区町村以下)を入力して下さい。

#### ウェブサイトURL※

ウェブサイトURLを入力して下さい。

### 団体の設立年月 ※

団体の設立年月を入力して下さい。

団体の紹介(概要・地方自治体との連携実績等、400文字以内) ※

※関連団体や連名の団体がある場合はこちらに記載してください。

団体の紹介を入力して下さい。

心募担当者情報
<b>4</b> %
氏名を入力して下さい。
名(フリガナ) ※
氏名(フリガナ)を入力して下さい。
<b>属部署・役職</b> ※
所属部署・役職を入力して下さい。
諸番号(ハイフン不要)※
電話番号を入力して下さい。
Cメールアドレス ※
PCメールアドレスを入力して下さい。
5 36/3 N N N N N N N N N N N N N N N N N N N
応募のきっかけ【複数選択可】
公式ウェブサイトを見て
プレスリリースを見て
文化庁・関係省庁からの情報提供   地方自治体や業界団体からの情報提供
100年フード事務局からの案内
既存の100年フード認定団体からの紹介
知人等の紹介
インターネット・SNSからの情報
応募に関する同意事項(実施に関する諸注意点等)
募に当たっては必ず募集案内の内容をご確認ください。 集案内はこちらです。(PDFファイル:1MB) ttps://www.foodculture.jp/form/hyakunenfood/pdf/guide_100nenfood.pdf) 択一選択】 ※ )同意する ○ 同意しない
100年フード(食文化)の情報
00年フードの名称 ※
100年フードの名称を入力して下さい。
10年フードが継承されている地域(都道府県・市区町村名) ※
100年フードが継承されている地域(都道府県・市区町村名)を入力して下さい。
00年フードが生まれた時期(西暦○○年)明確な年が分からない場合は、○○時代等※
100年フードが生まれた時期を入力して下さい。
10年フードの概要(歴史、分布、風俗慣習、特徴的な技術、継承活動等)800文字以内 ※ 他者の研究結果を引用している場合は、引用文献等を記載して下さい。
100年フードの概要を入力して下さい。
10年フードの紹介文(公式ウェブサイト掲載用)400文字以内※
100年フードの紹介文を入力して下さい。
本項目は公式ウェブサイト掲載時に使用するものとなります。入力内容を100年フード事務局で編集すること ざいます。ご了承ください。
メージ写真(晶大3枚) ※
アイルサイズは1ファイル当たり20MB以下としてください。 アイル形式はJPG、PNGのいずれかとしてください。
"ฺฅ๙๚:
ファイルを選択」選択されていません
アイル2:

ファイルを選択 選択されていません

#### <イメージ写真送信時の留意事項>

- ・最大3枚
- ・W960×H720以上(4:3比率)
- ・解像度72dpi以上 ・データ形式 RGBカラー/JPG または PNG
- ※ファイルサイズは1ファイル当たり20MB以下としてください。
- ※公式ウェブサイト掲載時に使用するものとなりますので、鮮明な写真を提出してください。
- ※参考として、現在の100年フード掲載ページをご覧ください。
- https://foodculture2021.go.jp/jirei/ (https://foodculture2021.go.jp/jirei/)
- ※サーバー容量の都合で、データサイズを小さくして公開する可能性がございます。
- ※ご提供いただいたイメージ写真は、条件に満たない等の理由で使用しない場合もございます。予めご承知おきく ださい。
- ※イメージ写真送信者が本件画像等の著作権を有するまたは使用を許諾するための正当な権利を有していることを ご確認ください。
- ※イメージ写真送信者は、人物が映っている場合、個人情報が使用されている場合、及び商標・商号等が使用され ている場合には、権利者より使用することの許諾を受けていることをご確認ください。 ※お送りいただいた写真は、本事業の広報活動を目的とした制作物、ウェブサイト、SNSでの利用、ならびにメデ
- ィア各社への情報発信等のため、本事業において加工・利用することに同意したものといたします。

#### 地方自治体等からの推薦・応援メッセージ

※応募主体が地方公共団体等の公的機関の場合、入力の必要はありません。

※応募主体が地方自治体等の公的機関以外の場合は必須項目となります。

#### 地方自治体等名(任意)

地方自治体等名を入力して下さい。

#### 地方自治体等名(フリガナ)(任意)

地方自治体等名(フリガナ)を入力して下さい。

#### 部署名(担当者名)(任意)

部署名(担当者名)を入力して下さい。

#### メッセージ (任意) 200文字以内

メッセージを入力して下さい。

送信

「100年フード」のページへ戻る (別ドメインへ移動します)

https://foodculture2021.go.jp/hyakunenfood/ (https://foodculture2021.go.jp/hyakunenfood/)

### ※1 法令違反等に関する要件

(認定対象となる実施主体)

以下に掲げる者は、「100 年フード」認定の申請を行うことができるものとする。ただし、日本国内に拠点がある者とする。

- ア 地方公共団体(特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。)
- イ 国立大学法人及び学校法人
- ウ 公益法人又はこれに準ずる団体
- エ 株式会社等その他法人格を有する団体
- オ アからエまでに掲げる者に準ずると認められる団体(協議会、民間団体等)

### (認定対象とならない実施主体)

申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、「100年フード」に認定しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3)(1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると長官が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、文化庁が不適切と認める者

### 【問い合せ先】

100年フード 事務局 (ロケーションリサーチ株式会社内)

メール: 100nenfood@foodculture.jp

※問合せや相談につきましては、原則、メールでお寄せください。

ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。

メールの問合せは3営業日以内に返信いたします。